HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

ＪＲ東日本労働組合
発行者　情報宣伝部
2025 年 7 月 17 日 No.914

ＪＲ東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について

「人事・賃金制度等の見直し」に関する「移行措置」と「経過措置」について解明申し入れを提出！

東日本ユニオンは、組合員や社員より寄せられた疑問点などをもとに「新たな会社組織」と「新たな人事・賃金制度」の解明を進めています。７月 14 日、経営側に「人事・賃金制度等の見直し」における「移行措置」と「経過措置」についての解明申し入れを提出しました。

移行措置について

〇なぜ、技術専任職在級者を、主幹職B又はテクニカルリーダー職Bとするの？
〇なぜ、初任給額の見直しに伴う職務能力給の調整を行うの？
〇なぜ、昇格昇給額の見直しに伴う職務能力給の調整を行うの？
〇なぜ、令和8年度の特別休日を「年間68日」となるように付与するの？

経過措置について

〇なぜ、経過措置の算式を「Bに定める金額－Aに定める金額－職務能力給改訂、能力昇給及び評価昇給による職務能力給の増加額」とするの？
〇なぜ、令和8年4月1日現在のエルダー社員に対し、社員の退職時の等級に応じて精勤手当に加算して支給するの？
〇なぜ、ニューライフプラン休職の経過措置の対象者を、令和8年度満50歳から58歳とするの？

まだまだ不明確なことが数多くあります。
労働組合＝東日本ユニオンに加入して、ＪＲ東日本で働く
私たちの未来に希望がもてる制度をつくりだそう！